

3 受刑者移送が行われるための最低限の条件

受刑者移送が行われるためには、条約上、次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) あなたが移送を希望する締約国があなたの国籍国であること又はあなたを条約の適用上自国の国民とみなしていること。
- (2) あなたの同意があること。
- (3) 日本国の同意があること。
- (4) あなたが移送を希望する締約国の同意があること。
- (5) あなたに科された刑に係る判決が確定していること。
- (6) あなたが裁判を受けた犯罪が、あなたが移送を希望する締約国の法律の下でも刑事上の罪にあたること。

なお、受刑者移送が行われるためには、上記条件のほか、日本国の法令上、次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。

- (7) あなたが裁判を受けた犯罪について、刑事訴訟法第350条の請求、上訴権回復、再審の請求又は非常上告の手続が日本国の裁判所に係属していないこと。
- (8) あなたが裁判を受けた犯罪又はあなたに科された刑について、恩赦の出願又は上申がなされた場合は、その手続が終了していること。
- (9) あなたが裁判を受けた犯罪について、罰金、没収又は追徴の執行が残っていないこと。
- (10) 余罪事件が日本国の裁判所に係属していないこと、又は当該余罪事件について刑に処せられその執行が残っていないこと。

4 移送後の刑の執行方法について

移送先の締約国におけるあなたの刑の性質及びその期間は、条約及び同国の国内法令に基づき、下表に掲げる「刑の執行継続」又は「刑の転換」のいずれかの手続に従って決定されます。

いずれの手続による場合でも、移送先の締約国において刑の執行を受け終わったならば、日本国で科された刑については、もはや日本国があなたに服役を求めることはありません。